

## 第1章 第3次地域福祉活動計画の概要

### 1 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が住民の方々と共に策定する計画で、そのまちに暮らす一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための行動計画です。

小千谷市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を目指し、事業の企画・実施などを行う民間団体として、地域福祉を推進するための計画を策定し、事業を実施しています。

平成12年6月、社会福祉法において「社会福祉協議会」が、地域福祉の推進を目的とする団体として、明確に位置づけられました。また、介護保険事業も施行され、福祉の現場は大きな変革をすることになりました。「措置から契約」「施設から在宅」という改革の流れの中で、「利用者主体」「地域福祉」の実現に向けて、市民参加による地域福祉を進めるために、平成16年3月に地域福祉活動計画を策定しました。

### 2 第3次地域福祉活動計画策定にあたって

社協では、「支えあい　いたわりあい　励ましあい　心豊かなまちに」という基本理念のもと、長期的な展望に立って地域福祉活動の基盤を整備・充実、住民の理解と協力を得ながら組織的・計画的な事業展開を図るための指針として、2か年にわたって策定作業を行い、地域福祉活動計画（平成16年度～20年度）を策定しました。

その後、第2次地域福祉活動計画（平成21年度～23年度）を策定しましたが、この計画は、平成16年10月に新潟県中越大震災が発生し、災害関連のボランティア対応のため、当初計画の遅延や中止など計画達成に至らない部分も多くあることから、基本的な柱については変更せず、当初計画を踏襲したものでした。

この第3次地域福祉活動計画は、地区ごとに協力員懇談会を開催し、町内会長や民生委員・児童委員・主任児童委員、市議会議員、社協の役員及び評議員の皆さんからご意見をいただきました。また、福祉会関係者、保育園・幼稚園の保護者、企業・事業所にアンケート調査を行い、福祉に関するご意見をいただき、実施計画に反映し策定しました。

なお、地域福祉活動計画評価委員会からは、第2次地域福祉活動計画の実施計画について、個別事業58件の実施状況の評価・見直しをいただき、このたびの基礎資料としました。

### 3 計画の期間

この計画が対象とする期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間です。年度ごとに計画の評価を行い、中間年度にあたる平成26年度には、計画全体の見直しを行います。